

すでに寄せられているお問い合わせをとおして、公共下水道全体計画見直しや、合併処理浄化槽補助制度の拡充についてご理解いただく際のポイントとなる質疑を取りまとめました。

【公共下水道全体計画見直しについて】

Q 1

全体計画区域と事業計画区域の違いは？

A 1

今回の見直しの対象である「全体計画区域」は、将来的な下水道施設の配置計画を定めるものであり、人口減少社会の到来等を踏まえ、概ね20～30年後の間で適切に設定するとともに、長期的な人口見通しを踏まえた下水道整備の手法のあり方等を示すこととされています。

一方「事業計画区域」は、「全体計画区域」に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める下水道法に基づく計画を指します。下水道を設置しようとするときは、必ず事業計画を策定する必要があります。なお、この「事業計画区域」は、都市計画法においては「県知事による事業認可」を得る必要があることから、「事業認可区域」とも呼ぶこともあります。

Q 2

今回の見直し手順は那珂市が独自に考案したものか？

A 2

基本的な手順は、平成26年1月に国土交通省・農林水産省・環境省がまとめたマニュアル（「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」）に準拠して検討を進めました。

Q 3

見直し手順STEP1「全体計画、事業認可区域の検証」の具体的な内容は？

A 3

見直し手順のとおり、まず、現在の全体計画区域や事業認可区域の検証から見直し作業を開始しました。

具体的には、中里地区の旧中里工業専用地域の見直しや、物理的に公共下水道の供用開始が困難な瓜連市街地や平野台団地の法面の見直しを行いました。

Q 4

見直し手順ＳＴＥＰ2「公共下水道○ｒ合併処理浄化槽地区の評価・判定」の具体的な内容は？

A 4

マニュアルに基づき、公共下水道のスケールメリットを生かした運営ができるか、合併処理浄化槽の運営が望ましいか、未計画地区内の1軒1軒の配置状況を把握し、将来人口を推計し、今後20年より先の市民負担を考慮した汚水処理システムの手法について検討を行いました。

具体的には、公共下水道が整備されたエリアから離れたところにある1軒の生活排水処理を、公共下水道でしたほうがよいか、合併処理浄化槽でしたほうがよいかという判断の限界となる距離（家屋間限界距離）を計算したところ、約50m（51.07m）という結果となりました。

この家屋間限界距離を基本に、50m以内に家屋が5戸以上ある区域を「検討単位区域」として設定しました。その後、この「検討単位区域」を公共下水道に接続した場合に必要な下水管のルートを想定し、そのために必要な費用を見積りました。同時に、公共下水道に接続せずに合併処理浄化槽を設置した場合の費用を見積りました。

これらを比較し、公共下水道のスケールメリットを生かすことができる区域か、そうでない区域かどうかを検討単位区域ごとに判断し、順次検討を進めました。

Q 5

見直し手順ＳＴＥＰ3「将来土地利用（①関連計画、②開発計画、③市街地から1km圏内等）の動向」の具体的な内容は？

A 5

将来の土地利用（①関連計画・②開発計画・③市街地から1キロ圏内等）の動向を踏まえ、今後事業認可を取得する時点で再度判断すべき区域を検討しました。

①の「現時点においては、合併処理浄化槽が相当と判定される区域であっても、関連計画等において、今後集合処理と判定することが見込まれる区域」は、平成29年度に告示した都市計画法に基づく区域指定の区域が該当します。これは、市街化調整区域であっても一定の建築物の建築を目的とした開発許可を受けることが可能な区域であり、将来、家屋が建設される可能性がある区域です。

②の「今後、大規模開発が計画又は予定している区域」は、現在、県によりリニューアルが検討されている県民の森周辺や、那珂IC周辺の区域が該当します。これは、マニュアルに基づき、現在の家屋の建築状況によって一律に判断するのではなく、これらの大規模開発の計画の結論によって、引き続き全体計画区域とするかどうかを判断することが妥当であると考えられる区域です。

③の「市街化区域に隣接し、住宅需要が見込まれる区域」は、平成29年度に告示した都市計画法に基づく区域指定の対象となりませんでしたが、市街化区域に隣接する区域も対象となる可能性があるため、現時点では告示の対象の区域はありませんが、今回の見

直しでは、これについても考慮することが妥当であると考えられる区域です。

Q 6

図中の色分けが意味するものは？

A 6

図中の色分けの内容は以下のとおりです。

紺 色 の区域：すでに公共下水道や農業集落排水を使うことができる、供用開始済みの区域

水 色 の区域：現在、公共下水道の整備を行っている事業計画（認可）区域

赤 色 の区域：引き続き公共下水道全体計画区域として、公共下水道のスケールメリットを生かすことができると現時点で判断できる区域

桃 色 の区域：引き続き公共下水道全体計画区域とするが、現時点では公共下水道のスケールメリットを生かすことはできないが、今後の事業認可を取得する時点で、その時点の土地利用の状況によって、再度事業を実施すべきか判断すべき区域

黄 色 の区域：平成12年の全体計画では公共下水道による整備が相当となっていたものの、これまでの整備状況や将来の土地利用を考慮すると、合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域

この今回の見直しにより、公共下水道事業全体計画区域は、市全体では現在の3257.8haから441.5ha縮小し、2816.3haとなる見込みです。この全体計画見直しによって、中長期的（15～20年）なスパンで、公共下水道による汚水処理の概成を目指します。

なお、実際の公共下水道全体計画の見直しは、茨城県流域下水道整備総合計画と整合されることから令和5年度以降になりますが、今回の見直しは、今後の公共下水道整備に係る指標とします。

【合併処理浄化槽補助制度の拡充について】

Q 1

合併処理浄化槽や公共下水道と比較した場合、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽の課題点は？

A 1

合併処理浄化槽は、微生物の働きを効果的に活用し、生活排水を浄化して自然界に放流することができるシステムです。一例では、未処理の生活排水を100とすると、処理後の汚れは10まで減らすことができるとされています。また、公共下水道も、合併処理浄化槽と同様に、微生物の働きにより浄化する方式を採用している例が多く、こちらも未処理の生活排水を100とすると、処理後の汚れは10まで減らすことができるシステムです。

一方、汲み取り式トイレからの汚水は一切自然界に放流されることはないものの、生活排水はそのまま放流してしまうため、水の汚れは67.5までしか減らすことができません。また、単独処理浄化槽は、トイレからの汚水の6割程度の汚れは減らすことができるものの、全体としての水の汚れは80までしか減らすことができません。

この汚水処理の明らかな能力差が、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽が抱える最大の課題だと考えられます。

Q 2

合併処理浄化槽補助制度の拡充のねらいは？

A 2

当市の生活排水処理の課題は、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽が相当数存在していることであり、事業計画区域以外の地区（未計画地区）についても、生活環境の向上のために生活排水の適正な処理を進め、汚水処理人口普及率の速やかな向上を図るうえでは、未計画地区における合併処理浄化槽への転換が不可欠です。

また、その処理した水の放流先の確保が課題となっていることから、補助制度の見直しを検討することが不可欠な状況となっています。

一方で、合併処理浄化槽への転換は、個人の負担が大きいことが課題ですが、令和元年度に単独処理浄化槽を撤去した場合の宅内配管工事費補助を新設したことにより、令和2年度の単独処理浄化槽からの転換は急速に増えており、このことは、汲み取り式トイレ使用世帯への動機付けとしても、新たな補助を新設することは非常に有効であると考えられます。

このため、単独処理浄化槽や汲み取り式トイレを使用しているかたが速やかに合併処理浄化槽に転換していただけるよう、特に汲み取り式トイレのかたや、転換にあたり敷地内処理装置の設置が必要なかたに対して、補助の拡充を行うことといたしました。